



報道機関 各位

【埼玉県・さいたま市同時発表】
記者発表資料
平成24年1月30日(月)
問い合わせ先：都市経営戦略室
担当：藤澤・大西
電話：829 1064
内線：2134

第1回埼玉県・さいたま市企画調整協議会を開催いたしました。

埼玉県及びさいたま市は、より一層緊密な連携と協調を図るため、県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行う埼玉県・さいたま市企画調整協議会を設置し、下記のとおり第1回目の協議会を開催しましたので、その結果概要をお知らせします。

記

- | | | | | | |
|---|------|------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------|--|
| 1 | 日時 | 平成24年1月30日(月)午後1時15分から午後2時5分 | | | |
| 2 | 場所 | さいたま市役所4階 政策会議室 | | | |
| 3 | 出席者 | 埼玉県 | 知事
企画財政部長
企画財政部副部長
企画財政部地域政策局長 | 上田 清司
下仲 宏卓
中野 晃
川上 和宏 | |
| | | さいたま市 | 市長
政策局長
政策局総合政策監
財政局財政部長 | 清水 勇人
薮島 豊志
井上 靖朗
横田 宗親 | |
| 4 | 結果概要 | 別添のとおり | | | |

結果概要

(1) 埼玉県知事あいさつ要旨

これまでも県とさいたま市は良好な協力関係、連携があったが、このたび清水市長の提案により、協議会設置の運びとなったことにお礼を申し上げる。

都道府県と政令市の関係では、私は厳密な意味では二重行政はないと思っている。さいたま市のエリア内では教育委員会や警察行政における予算の部分などを除きほとんど関与するところはないからだ。

しかし二重行政サービスはこれからもありうるし、今もあるだろう。例えば、図書館であればロケーションや機能を分担するべきで、まさに企画力が必要。制度融資でも、共に企画調整して機能分担を図ればより県民、市民のサービスにつながっていく。

ゲリラ豪雨対策における河川と下水の取組について、河川の整備は県の仕事だが、さいたま市内における下水道の整備はさいたま市である。下水道の整備で雨水を貯めて流すが、下水から雨水をうまく河川に流すために、河道の拡幅や曲がったところをまっすぐにしていくなど、県市が一体的に取り組み、企画調整をすれば、無駄のない行政ができる、市民、県民にとっても安全、安心な行政になる。

大阪都構想が話題となっているが、例えば重要犯罪などの検挙率は、埼玉県は46位から27位まで上げたが、大阪府は47位のままである。高校中退率でも46位だった埼玉県は35位まで上げたが大阪府は47位のままである。

制度を変えれば、すべてがうまくいくとは思えない。むしろ、今やらなくてはいけないのは、共に企画調整をしながらそれぞれの課題について、真摯に取り組んで共同の実を上げていく。そのことが県民、市民にとって大事なことである。

これから現場の企画担当の皆さんが具体的に詰めていき、トップ同士で考えなくてはならないことは、トップ同士で考えて結論を出して対応していく、場合によっては一緒に会議をすることも考えている。

今後、こういう取組の中で県、さいたま市の行政の質がより市民向け、県民向けになることを願ってやまない。

(2) さいたま市長あいさつ要旨

これまで、県と市は良好な関係を続けてきた。そもそも、さいたま市誕生、政令指定都市移行は県のバックアップがあってこそ。

企業誘致では、本市は地価が高いため、工場機能は埼玉県が、本社機能はさいたま市が誘致した例など、互いに連携をしながら実績を上げてきた。

現在、全国的にも大都市制度の議論は高まりを見せているが、制度面の議論だけでなく実態として県とさいたま市がより一層協調・連携することが必要である。

私と知事とは、よく意見交換をしているが、指定都市の場合、事務方は直接国とやりとりするので疎遠になりがち。そこで、事務レベルにおいても、県と市で連携していきたい旨を提案したところ、知事に快諾をいただいた。

住民の皆さんへのサービス向上になることは、できることからどんどん取り組むべきであり、県市連携により、更なる住民サービスの向上に向けた政策展開ができると思う。

具体的なテーマごとに議論を交わし、できることを一つずつ実施し、実績を積み重ねていくことが重要。この協議会がそういう役割を果たすことを期待している。

さいたま市では、昨年10月に、スポーツ大会等のプロモーションを行う「さいたまスポーツコミッション」をスタートさせたが、先日その支援事業として、bjリーグのオールスターゲームを開催した。

その際は、県内市町村のゆるキャラや物産展など埼玉県の協力を得て、国内のバスケットボール大会では14,000人を超える異例の数の来客数を得た。

今後も、役割分担や連携を進めることにより、大きな効果を上げることができる事業がまだまだたくさんあると思っている。

協議会の実績を積み上げ、住民サービスの一層の向上を図っていきたい。

(3) 議題

- 協議会設置要綱について 別記1()のとおり決定した。
協議会の運営について 別記2()のとおり決定した。
協議事項について 別記3()のとおり決定した。今後も、適宜話し合いを行い、協議事項を追加していくことを決定した。
その他 次回の協議会を2月中に行うことを決定した。

別記1、2、3の内容は次のとおり

別記1「埼玉県・さいたま市企画調整協議会設置要綱」

(設置)

第1条 埼玉県(以下「県」という。)及びさいたま市(以下「市」という。)は、より一層緊密な連携と協調を図るため、県市にわたる政策課題や県市相互の重要施策に関して、意見交換や企画調整を行う埼玉県・さいたま市企画調整協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、意見交換及び企画調整を行う。

- (1) 県市にわたる政策課題で県市間の調整が必要なもの
- (2) 県市の重要施策で相互の連携が必要なもの
- (3) その他

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる職にある者をもって構成するほか、必要に応じて、議題に係る部長又は局長が会議に出席する。

- (1) 埼玉県 企画財政部長、企画財政部副部長、企画財政部地域政策局長
- (2) さいたま市 政策局長、政策局総合政策監、財政局財政部長

(会議)

第4条 協議会は、県または市が必要に応じ招集し、開催するものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、県にあっては企画財政部、市にあっては政策局において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県及び市が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月30日から施行する。

別記2「協議会の運営について」

基本姿勢

県市は双方の提案に対し、互いに誠実に対応するものとする。

具体的な取り組み

1 座長

- (県において開催する場合) 県企画財政部長
(市において開催する場合) 市政策局長

2 協議会の決定

県市双方の合意により決定する。

3 開催方法

県又は市が必要に応じ招集し、開催する。
(当面、毎月1回程度開催する。)

4 開催場所

原則として、県市交互とする。

5 会議の公表

会議終了後、結果概要を公表する。

別記3「協議事項」

分野	協議事項	想定される事項
防災	大規模災害対策における連携	帰宅困難者対策、緊急輸送道路沿道建物の耐震化など
	ゲリラ豪雨対策における連携	河川整備と下水道（雨水貯留管）整備など
文化振興	文化振興施策における連携	文化芸術に関する活動やイベント等の開催と芸術劇場・美術館・博物館等の文化施設との連携、芸術劇場周辺のまちづくりなど
スポーツ振興	スポーツ振興施策における連携	大型スポーツ大会の開催・誘致（さいたま市スポーツコミッション事業）と埼玉スタジアム2002、さいたまスーパーアリーナ等との連携など
産業振興	企業誘致・企業支援施策における連携	企業誘致・企業の海外進出支援、産学官の連携（さいたま医療ものづくり都市構想）、中小企業支援制度融資など
雇用	雇用対策における連携	就業支援の連携（県・市のハローワーク特区提案、埼玉県版ウーマノミクス）など
公共施設	さいたま市内における 県市公共施設の連携	図書館、公営住宅等の公共施設の適正な配置・運営など

なお、第2回協議会における協議事項は、「防災」の分野の「大規模災害における連携」、「ゲリラ豪雨対策における連携」と、「文化振興」の分野の「文化振興施策における連携」に決定した。

< 以上 >